

## 富士市有料老人ホーム指導等実施要領

### 1 趣旨

この要領は、市内に所在する有料老人ホームに対する指導等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームをいう。
- (2) 報告徴収 法第 29 条第 13 項に規定する報告の求めをいう。
- (3) 検査 法第 29 条第 13 項に規定する質問及び立入検査をいう。
- (4) 是正指導 有料老人ホームの運営が富士市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 18 年 9 月 6 日制定。以下「指針」という。）に定める基準に適合するよう是正を求める行政指導をいう。
- (5) 指導 報告徴収、検査及び是正指導をいう。
- (6) 改善命令 法第 29 条第 15 項に規定する命令をいう。
- (7) 指導等 指導及び改善命令をいう。

### 3 基本方針

市は、富士市内に所在する有料老人ホームの運営が法の目的を実現できるよう、法令及び指針に基づき適切に指導等を行うものとする。

### 4 指導等の実施方法

#### (1) 指導

##### ① 報告徴収及び検査

##### ア 種別

##### (ア) 定期に行うもの

市は、概ね 3 年に 1 回定期に有料老人ホームに対し、当該施設に立ち入って検査を行うものとする。このとき、当該有料老人ホームの設置者に対し有料老人ホーム指導検査実施通知書（第 1 号様式）（以下「検査実施通知書」という。）により事前に通知するものとする。

##### (イ) 随時に行うもの

市は、必要があると認めるときは、随時有料老人ホームの設置者に対し、報告徴収又は検査を行うものとする。このとき、有料老人ホーム報告徴収実施通知書（第 2 号様式）又は検査実施通知書により事前に通知するものとする。また、この場合において、必要があるときは、当該施設に立ち入って行うものとする。ただし、有料老人ホームにおいて高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あ

らかじめ通知したのでは、当該有料老人ホームの日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、検査開始時に文書により通知するものとする。

#### イ 身分を示す証明書の携帯等

市職員は、有料老人ホームに対し検査を行うときは、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第5条の2第3項の規定による身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

#### ウ 検査結果の通知

市は、検査を実施したときは、当該有料老人ホームの設置者に対し速やかにその結果を有料老人ホーム指導検査結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

#### ② 是正指導

市は、有料老人ホームの運営が指針に定める基準に適合しないと認めるとき（改善命令を行うべき場合を除く。）は、書面により是正指導を行うものとする。

#### (2) 改善命令

市は、法第29条第15項の規定により、有料老人ホームが入所者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入所者の利益を害する行為をしたと認めるときは、入所者の保護のため必要な限度において、次に定めるところにより、当該有料老人ホームの設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

#### ① 弁明の機会の付与

市は、改善命令を行おうとするときは、当該有料老人ホームの設置者に対し、弁明の機会の付与通知書（第4号様式）により弁明の機会を付与するものとする。

#### ② 弁明書の提出

弁明の機会の付与通知書を受け取った当該有料老人ホームの設置者は、弁明書（第5号様式）を提出することができる。

#### ③ 改善命令書の送付

市は、弁明の機会の付与通知書に記載する期限までに弁明書の提出がないとき、又は提出された弁明書に理由がないときは、書面により改善命令を行うものとする。

#### (3) 是正指導又は改善命令後の報告等

市は、是正指導又は改善命令を行った場合には、当該有料老人ホームの設置者に対し、期限を付して是正改善の状況について有料老人ホーム措置結果報告書（第6号様式）により報告を求めるものとする。この場合において、市は、報告された状況を確認するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 5 記録の整備

指導等の結果については、有料老人ホーム指導検査結果一覧表（第7号様式）及び台帳を作成し、記録するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、改正の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する

第1号様式

第 号  
年 月 日

有料老人ホーム設置者 様

富士市長



有料老人ホーム指導検査実施通知書

標記の件について、老人福祉法第29条第13項の規定に基づき、貴施設に対する立入検査を下記のとおり実施しますので、ご協力をお願いします。

なお、別添の指導資料を作成の上、事前に提出してください。

記

- 1 資料提出期日 年 月 日
- 2 提出先
- 3 調査実施日 年 月 日 時 ～ 月 日 時まで
- 4 場 所
- 5 指 導 検 査  
担 当 職 員
- 6 その他

第 号  
年 月 日

有料老人ホーム設置者 様

富士市長

印

有料老人ホーム報告徴収実施通知書

標記の件について、老人福祉法第29条第13項の規定に基づき、下記のとおり貴施設の状況について報告をお願いします。

記

- 1 報告徴収期限日 年 月 日
- 2 報告事項 年 月 日現在の下記事項（二部ずつ）
  - (1) 重要事項説明書及び介護サービス等一覧表（別紙様式）（電子媒体でも提出）
  - (2) 入居契約書
  - (3) 管理（運営）規程
  - (4) 入居案内パンフレット
  - (5) 商業登記簿謄本（写しで可）
  - (6) 役員名簿及び職員配置がわかる書類（別紙様式）
  - (7) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
  - (8) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
  - (9) 系列関係法人がある場合には、系列関係法人の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
  - (10) 情報開示対象事項（別紙様式）
- 3 報告先
- 4 その他

第3号様式

有料老人ホーム指導検査結果通知書

第 号  
年 月 日

有料老人ホーム設置者 様

富士市長



年 月 日に行った貴施設に対する指導検査の結果について、下記のとおり通知します。

記

是正指導事項	改善命令事項

有料老人ホーム設置者 様

富士市長

印

弁明の機会の付与通知書

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第30条の規定により通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
口頭による弁明の機会の付与の日時	
口頭による弁明の機会の付与の場所	

第5号様式

弁 明 書

年 月 日

(あて先) 富士市長

住所 ( 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 )

弁明者

氏名 ( 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 )

行政手続法第29条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

弁 明 の 件 名	
弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	
添付する証拠書類又は証拠物	

(注) 弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印すること。ただし、弁明者が法人の場合は、記名押印に限る。

第6号様式

有料老人ホーム措置 結果報告書

年 月 日

(あて先) 富士市長

施設の名称  
報告者 所在地  
設置者

年 月 日付第 号により是正指導・改善命令を受けた事項について、次のとおり措置したので報告します。

是正指導を受けた事項	措置状況

改善命令を受けた事項	措置状況

